

厚生労働省における主な犯罪被害者等施策の取組予定

I 様々な困難を抱えた女性への支援

- 困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援体制を構築するため、令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）に基づき、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が中心となり、女性の立場に寄り添ったきめ細かな支援を行っている。
- 令和7年度からは、官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業を実施するとともに女性支援を担う者の育成及び支援の強化等を図る。

II 雇用の安定のための支援

- 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の各企業への導入を促すため、パンフレットや休暇制度を導入している企業の事例集等を作成・配布。また、作成したこれらに加え、導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画等を厚労省ウェブサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト）において周知。
- 犯罪被害を契機に生じた労働紛争を含め、労働条件等の労働に関する労働者と事業主との間で生じた紛争について相談対応等を行う個別労働紛争解決制度について、パンフレットの配布や厚労省ウェブサイトへの掲載等により周知。

III 精神的なケアを必要とする方等への支援

- 医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象に、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設け、知識の普及・啓発を推進。（令和5年度は399名が受講。）
- 犯罪被害者を含むトラウマを抱える方々等に対し、精神科以外の医師や看護師等が、適切に患者の診察や相談対応等を行うことができるようになるための研修教材等を開発するために調査研究を実施
- PTSD等の治療に対応している医療機関や、ワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を都道府県単位で検索可能な制度を実施（医療機能情報提供制度）。令和6年4月以降は全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット（ナビイ））により医療機関等の検索を可能としている。